

# 平成29年度八幡平市人事行政の運営等の状況

## 1 任免及び人数の状況

### (1) 採用及び退職の状況

(29年9月1日現在)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
採用者数	4.1採用	10人	5人	6人	8人	11人	8人	14人	13人	18人	7人
	4.2以降採用	1人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	0人
退職者数		19人	22人	20人	14人	20人	18人	16人	15人	13人	1人

### (2) 職員数の状況

#### ア 部門別職員数

(各年4月1日現在、単位：人)

部門		区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	29-28 増減数	主な増減理由
普通 会計	一般 行政	議会	4	4	4	4	4	4	0	
		総務	89	83	102	102	105	94	△ 11	事務の統廃合縮小
		税務	20	17	16	16	16	18	2	業務増
		民生	68	68	68	70	67	68	1	業務増
		衛生	19	16	16	16	17	16	△ 1	事務の統廃合縮小
		労働	0	0	0	1	1	1	0	
		農林	27	25	25	27	24	26	2	業務増
		商工	10	11	10	9	9	9	0	
		土木	29	30	23	22	24	27	3	業務増
		計	266	254	264	267	267	263	△ 4	
	教育部門	42	41	24	22	24	22	△ 2	事務の統廃合縮小	
	小計	308	295	288	289	291	285	△ 6		
公営 企業 等 会計	病院	50	52	52	50	51	51	0		
	水道	10	9	9	8	8	8	0		
	下水道	3	4	8	8	8	8	0		
	その他	13	13	13	12	12	12	0		
	小計	76	78	82	78	79	79	0		
合計			384 [453]	373 [388]	370 [388]	367 [388]	370 [388]	364 [388]	△ 6	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。また、27年数値からは、教育長を除いた数値です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

#### イ 年齢別職員数(29年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	6	18	31	19	28	42	62	51	30	38	37	2	364
構成比(%)	1.7	5.0	8.5	5.2	7.7	11.5	17.0	14.0	8.2	10.4	10.2	0.6	100

(注) 職員数は、一般職に属する職員数(教育長を除く)です。

#### ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

(各年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	29年職員数・構成比		28年職員数・構成比		24年職員数・構成比	
1級	主事、主事補	46人	21.3%	47人	21.3%	29人	12.9%
2級	主事	16人	7.4%	13人	5.9%	20人	8.9%
3級	主任	83人	38.4%	91人	41.2%	105人	46.7%
4級	係長	23人	10.7%	22人	9.9%	43人	19.1%
5級	課長補佐	29人	13.4%	28人	12.7%	19人	8.4%
6級	課長	19人	8.8%	20人	9.0%	9人	4.0%

エ 定員適正化計画の数値目標

始 期	終 期	数値目標
平成29年4月1日	平成33年4月1日	9人の減

オ 定員適正化計画の進捗状況（各年4月1日現在）

	28年	29年	30年	31年	32年	33年
目標	-	366人	364人	361人	363人	361人
実績	370人	364人	-	-	-	-

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
住民基本台帳人口(年度末人口)	28,704	28,308	27,921	27,486	26,978	26,492
歳出額(千円) A	19,546,048	18,966,189	20,233,743	21,364,308	20,340,597	20,400,788
実質収支額(千円)	521,088	463,621	403,892	443,715	684,197	542,850
人件費(千円) B	3,006,455	2,984,624	2,826,725	2,805,138	2,782,408	2,722,884
人件費率(%) B/A	15.4	15.7	14.0	13.1	13.7	13.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
職員数(各年4月1日現在) A	323	320	308	308	309	311	
給与費	給料(千円)	1,186,162	1,179,369	1,115,094	1,132,821	1,124,732	1,112,479
	職員手当(千円)	173,599	179,332	181,131	184,200	179,757	189,977
	期末・勤勉手当(千円)	427,321	424,697	407,823	419,451	425,672	435,559
	計(千円) B	1,787,082	1,783,398	1,704,048	1,736,472	1,730,161	1,738,015
一人当たり給与費(千円) B/A	5,533	5,573	5,533	5,638	5,599	5,588	

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	19年	20年	21年	22年	23年	24年 (参考値)	24年 (参考値)	25年4月 (参考値)	25年4月	25年7月	26年	27年	28年
八幡平市	92.5	93.2	93.0	93.3	93.4	93.4	101.1	94.2	101.9	99.7	94.0	94.3	96.1
類似団体平均	95.0	95.5	95.9	96.3	96.5	97.0	105.0	96.8	104.8	102.1	96.8	97.0	97.7
全国市平均	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8	98.8	106.9	98.5	106.6	104.0	98.6	98.7	99.1

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 参考値とは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	28年4月1日現在			29年4月1日現在		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.4 歳	302,437 円	357,120 円	40.8 歳	305,042 円	357,986 円
技能労務職	47.9 歳	301,517 円	328,249 円	48.6 歳	302,306 円	327,289 円

(5) 職員の職種別・学歴別初任給及び経験年数別給料月額の状況(29年4月1日現在)

区分	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	上級(大学卒)	178,200円	251,300円	299,500円	329,300円
	初級(大学卒)	167,600円	246,100円	292,900円	323,300円
	初級(高校卒)	146,100円	216,000円	251,300円	299,500円
技能労務職	高校卒	143,500円	210,600円	250,600円	272,600円
	中学卒	135,500円	203,000円	240,800円	264,000円

※市では上級試験は実施していません。

## (6) 期末勤勉手当

八幡平市	岩手県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,452 千円	1人当たり平均支給額(28年度) - 千円	
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

## (7) 退職手当(29年4月1日現在)

	八幡平市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
支給率				
勤続20年	20.4450 月分	25.55625 月分	20.4450 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.1450 月分	34.58250 月分	29.1450 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.3250 月分	49.59000 月分	41.3250 月分	49.59000 月分
最高限度額	49.5900 月分	49.59000 月分	49.5900 月分	49.59000 月分
定年前早期退職 特例加算措置	—	2~45%加算	—	3~45%加算
1人当たり平均支給額	4,972 千円	19,290 千円	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (8) 地域手当

(単位:千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
支給実績(決算額)	6,863	7,152	8,236	8,562	8,802	9,861	8,788
支給職員1人当たり平均支給年額(決算額)	1,144	1,022	1,177	1,070	1,257	1,233	1,098

(各年4月1日現在)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支給対象	医師	医師	医師	医師	医師	医師	医師
支給率	15%	15%	15%	15%	16%	16%	16%
支給対象職員数	6人	7人	8人	7人	8人	8人	7人
国の制度(支給率)	15%	15%	15%	15%	16%	16%	16%

## (9) 特殊勤務手当

(単位:千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
支給実績(決算額)	26,569	25,880	28,149	27,599	28,147	28,900	24,780
支給職員1人当たり平均支給年額(決算額)	664	647	670	627	655	672	563

(各年4月1日現在)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職員全体に占める手当支給職員の割合(%)	10.1	11.0	11.8	11.9	11.7	11.9	11.8
特殊勤務手当数	14	14	14	14	14	14	14

手当の種類(名称)	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	病院、診療所に勤務する医師	医師業務	月額:500,000円以内
薬剤師手当	病院に勤務する薬剤師	薬剤師業務	月額:9,100円~13,500円
診療放射線技師手当	病院に勤務する診療放射線技師	診療放射線技師業務	月額:9,100円~13,500円
臨床検査技師手当	病院に勤務する臨床検査技師	臨床検査技師業務	月額:9,100円~13,500円
理学療法士手当	病院に勤務する理学療法士	理学療法士業務	月額:4,500円~6,800円
手術手当	病院、診療所に勤務する医師、看護師	手術作業	1件:手術料の20/100~30/100
往診手当	病院、診療所に勤務する医師、看護師	往診	1件:往診料の40/100~50/100

手当の種類(名称)	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	病院、診療所に勤務する医師、看護師	放射線透視診断作業	1件:200円
集団検診手当	医師	結核予防法に基づく健康診断等	1件:料金の30/100
診療所医師手当	診療所に勤務する医師	医師業務	月額:110,000円
死体処置手当	病院、診療所に勤務する看護師	死体処置作業	1件:死体処置料の90/100
夜間手当	病院に勤務する医師	夜間の緊急業務	1夜:1,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師	深夜の看護等業務	1回:1,800円~6,200円
防疫作業手当	防疫に従事する職員	感染症等の防疫作業等	日額:500円

(10) 時間外休日勤務手当(決算額) (単位:千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
支給実績	82,511	72,309	79,842	89,026	89,608	87,497	94,345
支給職員1人当たり平均支給年額	234	212	233	267	269	261	277

(11) その他の手当(制度内容、単価については29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 月額: 配偶者は10,000円 子は8,000円、父母等は6,500円 配偶者がいない場合は1人目のみ 子は10,000円、父母等は9,000円 16歳~22歳の子は5,000円加算	同じ		33,688 千円	210,551 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 月額: 家賃に応じて27,000円以内	同じ		17,108 千円	275,942 円
初任給調整手当	医師に採用された職員に支給 月額: 413,800円以内	同じ		35,767 千円	4,470,839 円
通勤手当	交通機関を利用または自動車等を使用する通勤距離が片道2km以上の職員に支給 月額: 交通機関利用者は運賃相当額で50,000円以内 交通用具使用者は距離に応じて2,100円~38,300円以内	異なる	支給額	35,677 千円	106,817 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し配偶者と別居することとなり転居前の住居からの通勤距離が60km以上の職員に支給 月額: 距離に応じて30,000円~100,000円以内	同じ		456 千円	456,000 円
管理職手当	管理職の職員に支給 月額: 病院の院長、診療所の所長は130,000円 病院の副院長、科長は120,000円 病院の医長は110,000円 課長級は40,000円	異なる	支給額	21,588 千円	674,625 円
特地勤務手当	生活の不便な公署に勤務する職員に支給 月額: 給料、扶養手当月額の合計額の25/100以内	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1回: 病院、診療所に勤務する医師は20,000円 病院、診療所に勤務する医師以外は5,400円 その他の職員は4,200円	異なる	支給額	4,933 千円	214,457 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が週休日等に勤務した場合 1回: 医師は12,000円、課長級は4,000円 週休日等以外の深夜に勤務した場合 1回: 医師は6,000円、課長級は2,000円	異なる	支給額	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 1時間：勤務1時間当たり給与額の25/100	同じ		2,207 千円	122,584 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 月額：世帯主で扶養親族ありは17,800円 世帯主で扶養親族なしは10,200円 その他は7,360円	同じ		21,928 千円	60,743 円
災害派遣手当	災害応急対策等で国等から派遣された職員に支給 1日：3,970円～6,620円			1,592 千円	122,459 円

(12) 特別職の報酬等の状況(29年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 776,000円
	副市長 620,000円
	教育長 572,000円
報酬	議長 351,000円
	副議長 284,000円
	議員 271,000円
期末手当	市長 (28年度支給割合) 3.25 月分 副市長 (加算措置の状況) 役職加算 15% 教育長
	議長 (28年度支給割合) 3.25 月分 副議長 (加算措置の状況) 役職加算 15% 議員
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	市長 給料月額×0.4038×在職月数 15,040,742 円 任期毎
	副市長 給料月額×0.2328×在職月数 6,928,128 円 任期毎
教育長 給料月額×4.35+給料月額×60/100×5 4,204,200 円 退職時(次期教育長からは任期毎)	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。また、教育長については、任期の特例により24年7月11日から29年11月14日まで務めた場合における退職手当の見込み額です。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(29年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り	
	勤務時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

(注) 勤務時間の割り振りは、勤務場所や職種によって異なります。

(2) 年次休暇の取得状況

1人当たり 平均取得日数	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
	12.2日	11.8日	12.7日	12.3日	13.5日	12.3日	11.4日	11.3日	10.7

(3) 育児休業等の取得状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
育児休業	男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	女性	7人	6人	10人	8人	11人	10人	3人	9人
部分休業	男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	女性	1人	1人	1人	1人	0人	0人	3人	2人

※職員は、3歳に達する日までの子を養育するために育児休業することができます。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、部分休業(勤務時間の一部(1日2時間以内)を休業)することができます。

## (4) 介護休暇の取得状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人

※職員は、2週間以上にわたり介護を要する状態となった家族を介護するため、一の継続する状態ごとに6月の期間内において介護休暇を取得することができます。

## (5) 特別休暇の導入状況(29年4月1日現在)

種 類	事 由	期 間
公民権行使等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人等出頭休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
健康診断等休暇	予防接種又は健康診断を受ける場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄等を提供する場合で、提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	年5日以内
結婚休暇	結婚する場合で、結婚式、旅行等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する7日以内
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日以内
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、健康診査等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	妊娠満23週までは4週間に1回、24週～35週までは2週間に1回、36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回のそれぞれについて1日
妊婦休息時間休暇	妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
妊婦通勤時間休暇	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内
産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
産後休暇	女性職員が出産(妊娠満12週以後の出産とする。)した場合	出産の日の翌日から10週間を経過する日までの期間
育児時間休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合	1日2回それぞれ1時間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	年5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
生理休暇	女性職員が、生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合	2日以内
出産支援休暇	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日以内

種 類	事 由	期 間
育児参加休暇	妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後10週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日以内
忌引休暇	親族が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日、孫1日、兄弟姉妹3日 等
法要祭日休暇	配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事(死亡後15年以内に限る)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から9月までの5日以内
災害休暇	災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日以内
災害出勤困難休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
災害危険回避休暇	災害又は交通機関に事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
短期介護休暇	要介護者の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき	年5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分

(単位:人)

年度	26年度				27年度				28年度			
	降任	免職	休職	合計	降任	免職	休職	合計	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
心身の故障の場合	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	2	2	0	0	2	2	1	0	1	2

##### (2) 懲戒処分

(単位:人)

年度	26年度					27年度					28年度				
	戒告	減給	停職	免職	合計	戒告	減給	停職	免職	合計	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	0	0	1
一般非行関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2	1	1	0	0	2
監督責任	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1	5	0	0	0	5	1	2	0	0	3

## 5 サービスの状況

### (1) 営利企業等従事の許可の状況

許可件数		内容
26年度	7件	岩手医科大学非常勤医師等
27年度	10件	希望郷いわて国体救護所医師、国勢調査指導員等
28年度	20件	保育所統合検討委員、希望郷いわて国体救護所医師及び看護師等

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況(28年度)

主催者	研修名	実績	
		回数	人数
庁内研修	新規採用職員研修、人事評価研修等	3	255
岩手県市町村職員研修協議会	職員基礎研修、監督者級研修等	20	112
盛岡広域市町村長懇談会人材育成部会	コンプライアンス徹底研修等	7	21
岩手県	地域経営推進研修	1	1
自治大学校	第2部課程等	2	2
東北自治研修所	中堅職員研修等	2	3
(社)日本経営協会	監査基礎講座等	4	4
その他	メンタルヘルス講習等	15	38

### (2) 勤務成績の評定(28年度)

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施し、その結果を昇給に反映しています。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断の実施状況

年度 区分	26年度			27年度			28年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
循環器系検診	374	368	98.40%	371	366	98.65%	374	370	98.93%
胃がん検診	296	226	76.35%	290	212	73.10%	283	192	67.84%
婦人検診(子宮がん検診)	146	112	76.71%	148	115	77.70%	149	83	55.70%
“(乳がん検診)	115	86	74.78%	113	90	79.65%	112	77	68.75%
大腸がん検診	296	243	82.09%	290	212	73.10%	284	233	82.04%
前立腺がん検診	73	69	94.52%	71	66	92.96%	62	59	95.16%

### (2) 福利厚生の状況

団体名	八幡平市職員互助会				岩手県市町村職員健康福利機構			
	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度
職員の掛金	0円	0円	0円	0円	7,317,047円	7,419,883円	7,394,074円	7,471,274円
公費負担	0円	0円	0円	0円	7,457,329円	7,562,216円	7,559,193円	7,646,341円
計	0円	0円	0円	0円	14,774,376円	14,982,099円	14,953,267円	15,117,615円
公費負担割合	0%	0%	0%	0%	50.5%	50.5%	50.6%	50.6%

### (3) 公務災害及び通勤災害の認定状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公務災害	2件	2件	2件	2件	4件	3件	0件	2件	2件
通勤災害	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

### (4) 公平委員会に係る業務の状況

28年度において、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。